

すみだ中小企業センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第33号

## すみだ中小企業センター条例の一部を改正する条例

すみだ中小企業センター条例（昭和60年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表第1 1 工作機械類等の使用料の部中付記を付記2とし、付記1として次のように加える。

- 1 工作機械類及び精密測定機器類については、午前9時から午後8時までの時間に加えて、午後8時以前から引き続き使用する場合は、午後8時から翌日の午前9時までの時間を使用承認時間とすることができる。この場合の午後8時から翌日の午前9時までの時間に係る使用料の額は、1時間を単位として算出した額とする。

付 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。